



小型船舶等の安全対策に関する調査

本調査は、小型船舶等の乗船者の安全確保を図るため、関東管区行政評価局、千葉行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所が平成18年6月から調査を行い、その調査結果に基づき、平成19年2月2日、関東運輸局等に対して改善事項を通知するものです。



関東管区行政評価局
千葉行政評価事務所
神奈川行政評価事務所

<本件照会先>

総務省関東管区行政評価局

第二部第3評価監視官 松下富夫

評価監視調査官 中根吾郎

電話 048-600-2332、2333

FAX 048-600-2338

メール knt23@soumu.go.jp

調査の概要

調査の背景等

- 千葉県、東京都、神奈川県の屋形船事業者数は、92社(221隻)。屋形船の約98パーセントが小型船舶
- 千葉県、東京都、神奈川県の遊漁船業者数は、1,808社(2,640隻)。遊漁船の多くが小型船舶
- 屋形船事業者及び遊漁船業者は個人事業者又は零細企業。利用者の安全確保がおろそかになりがち
- 遊漁船の海難事故は、毎年発生。平成15年度7件、平成16年度25件、平成17年度14件
- 海上運送法が平成18年3月に改正され、乗客を輸送する事業者に、更なる安全確保の体制を求めている



【調査対象】 関東運輸局、第三管区海上保安本部、千葉県、東京都、神奈川県、日本小型船舶検査機構、事業者、関係団体

【調査時期】 平成18年6月～平成19年2月

関係法令

- 海上運送法・・・旅客及び貨物の海上運送に関する法律。13人以上の旅客を運送する事業は地方運輸局の許可、13人未満の旅客を運送する事業は地方運輸局に届出が必要
- 小型船舶安全規則・・・総トン数20トン未満の船舶(これを「小型船舶」という。)に備え付けが必要な救命設備及び消防設備等を定めた省令。小型船舶の船舶検査は、日本小型船舶検査機構(JCI)が実施
※20トン以上の船舶については、船舶救命設備規則及び船舶消防設備規則が適用。船舶検査は地方運輸局が実施
- 遊漁船業の適正化に関する法律・・・遊漁船業に関する法律。平成14年度に抜本改正され、遊漁船業は都道府県への届出制を登録制(5年更新)に変更し、業務規程の届出、業務主任者の選任、利用者名簿の作成、保険加入が義務化

調査項目と通知事項等の要旨

1 小型船舶等の運航管理

- 立入検査の指摘事項は、期日を定めて改善状況を確認すること
- 事業者に対し、自主点検の実施・報告、運航管理者研修会への参加促進など、法令の遵守を指導すること

2 救命設備及び消防設備

- 事業者に対し、救命設備及び消防設備の的確な維持管理を指導すること
- 救命浮環の亀裂や消火器等の維持管理の不適切事例に留意して船舶検査を実施するよう、国土交通省を通じて小型船舶検査機構に伝達すること

3 遊漁船業の安全対策

- 遊漁船業者に対し、法令の遵守を指導すること

改善通知

関東運輸局
(平成19年2月2日)

参考通知

千葉県、東京都、神奈川県
(平成19年2月2日)

1 小型船舶等の運航管理

制度の概要(海上運送法)

【運航管理規程の作成・届出等】

- 旅客事業者は、運航管理規程を作成し、運輸局への届出が必要(旧法第10条の2)
- 国土交通省本省は、「運航管理規程(例)」を作成
 - ・平成6年→飲酒制限の規定を追加
 - ・平成12年→事故処理規準を変更
 - ・平成17年→救命胴衣の着用規定を追加
- 運航管理規程は、通常時や事故時の運航管理方法を規定しており、営業所や船舶への備え付けが必要
- 「官公署及び医療機関連絡表」は、通常時や緊急時の連絡のため、最新の内容にすることが必要

【各種の掲示】

- 運賃・料金表、運送約款は、営業所では掲示、船舶では備え付けが必要(施行規則7条)

【関東運輸局の指導等状況】

- 年2回、輸送等安全総点検(許可事業者自主点検を要請、毎回30社程度に立入検査)を実施
- 年1回、運航管理者研修会を開催

調査結果

《東京湾内の41事業者(33許可事業者、8届出事業者)(千葉10、東京16、神奈川15)を調査、40事業者(98%)が不適切》

【運航管理規程の内容が不適切】

- 飲酒制限が未規定 7事業者
- 事故処理基準が未変更 32事業者

【運航管理規程を未遵守】

- 旅客遵守事項が未掲示 10事業者
- 安全教育・事故処理訓練が未記録 29事業者

【運賃表、運送約款の掲示等が不適切】

- 運賃表が未掲示(営業所) 8事業者
- 最新の標準運送約款が未掲示(営業所、船舶) .. 23事業者

【官公署及び医療機関連絡表が不適切】

- 船舶に未掲示 11事業者
- 機関名・電話番号が旧表示(営業所) 19事業者

【関東運輸局の事業者指導が不十分】

- 自主点検報告、運航管理者研修会参加の促進が必要
- 立入検査時の指摘もれ。指摘事項の事後確認未実施

改善通知事項の要旨

関東運輸局は、次の措置を講じることが必要

- ① 立入検査における指摘事項については、期日を設けて改善状況を確認すること
- ② 事業者に対し、自主点検の励行を指導するとともに、年1回の運航管理者研修会への参加の促進を図ること
- ③ 事業者に対し、総点検及び運航管理者研修会等の機会を捉えて、法令を遵守するよう指導すること



2 救命設備及び消防設備

制度の概要(小型船舶)

【救命・消防設備】

- 救命設備:救命胴衣、救命浮環又は浮輪、信号紅炎自己点火灯、再帰反射材など

※ 船舶の設備については、原則として、建造時の法令が適用されるため、建造年により設備は異なる。
また、設備の種類・数は、航行区域により異なる。
主に、屋形船は平水区域を、遊漁船は沿海区域を航行区域としており、両者の設備は異なる。

- 消防設備:小型船舶用消火器、赤バケツ
- 救命・消防設備は、「**良好な状態を保ち**」、かつ、「**直ちに使用することができる**」ことが必要
(小型船舶安全規則第63条の2、第72条)

【消火器メーカー】

- 有効年数:粉末消火器の薬剤は5年、容器は8年

【関東運輸局の指導等状況】

- 総点検の立入検査で救命・消防設備も検査

【小型船舶検査機構の船舶検査】

- 3年に1回、定期又は中間の船舶検査を実施
- 屋形船等の旅客船は、毎年船舶検査を実施

調査結果

≪小型船舶等101隻(小型船舶92隻、20トン以上船舶9隻)
(千葉33、東京36、神奈川32)を調査、**66隻(65%)が不適切**≫

【救命・消防設備が不適切】

- 救命浮環などの救命設備が不足 4隻
- **亀裂があるなど、救命設備が良好でない** **16隻**
- **救命胴衣を畳下に格納するなど、救命設備が直ちに使用できる状態にない** **12隻**
- 救命胴衣・浮環に船舶名等が未表示 38隻
- **消火器又は赤バケツが不足** **7隻**
- **製造後10年以上の粉末消火器を備え付け** **27隻**

【関東運輸局の指導等状況】

- 立入検査での指摘もれと考えられるもの



【小型船舶検査機構の船舶検査の実施状況】

- 事業者が船舶検査で指摘されなかったとしているもの
- 船舶検査時に指摘されたが、改善措置を講じていないもの

改善通知事項の要旨

関東運輸局は、次の措置を講じることが必要

- ① 総点検における立入検査等において、救命設備及び消防設備の的確な維持管理を指導すること
- ② 亀裂がある救命浮環、メーカーが定める有効年数を長期間経過している粉末消火器の備え付け等不適切な事例に留意して船舶検査を行うよう、検査機構に対し、監督権限がある国土交通省を通じて伝達すること



3 遊漁船業の安全対策

制度の概要

【平成14年度の主な改正事項】

- 都道府県知事による登録制度(5年更新)の導入
- 業務規程の作成・届出、遊漁船業務主任者の選任、保険加入、遊漁船業者登録票の掲示など義務の拡充
- 都道府県知事の監督権を整備

【遊漁船業者の義務】

- 登録事項に変更があったときは、30日以内に都道府県に届出(法7条)
- 業務規程の作成・届出(法11条)
- 業務規程の記載事項(施行規則9条)
 - ・ 遊漁船業の実施体制(連絡責任者、遊漁船業務主任者等)
 - ・ 出航中止基準
 - ・ 利用者遵守事項の周知方法 等
- 営業所に、遊漁船事故の際に、**利用者の救助、捜索等に活用する「利用者名簿」**の備え置き(法14条)
- 営業所、遊漁船ごとに、「公衆の見やすい場所」に遊漁船業者登録票を掲示(法16条)



調査結果

《東京湾内の遊漁船業者36事業者(千葉13、東京10、神奈川県13)の営業所及び遊漁船50隻を調査、**33事業者(92%)、29隻(同58%)が不適切**》



【法令違反等の状況】

- 退職者名を記載したままにしているなど業務規程の変更届出が未提出 …… 6事業者
- 船内に利用者遵守事項が未掲示 …… 13事業者
- **利用者名簿未作成、又は、利用者名簿の記載事項が不足** …… **29事業者**
- 遊漁船業者登録票が未掲示、又は、登録票が見えにくく掲示場所が不適切 …… 9事業者
- 遊漁船業登録票の記載内容が不適切 …… 17事業者

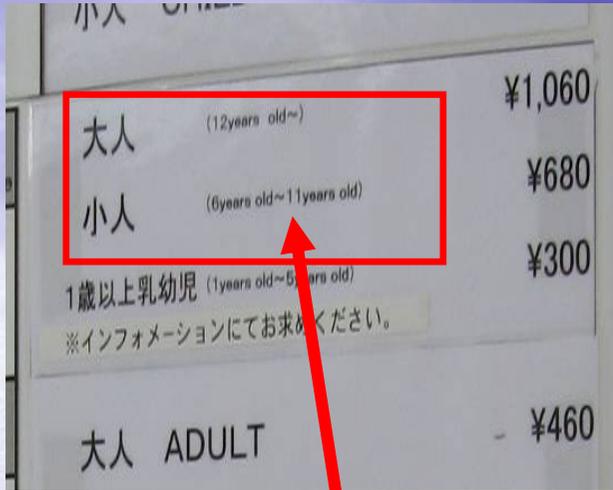
【原因】

- 遊漁船業者は、十分に法令を理解していない。

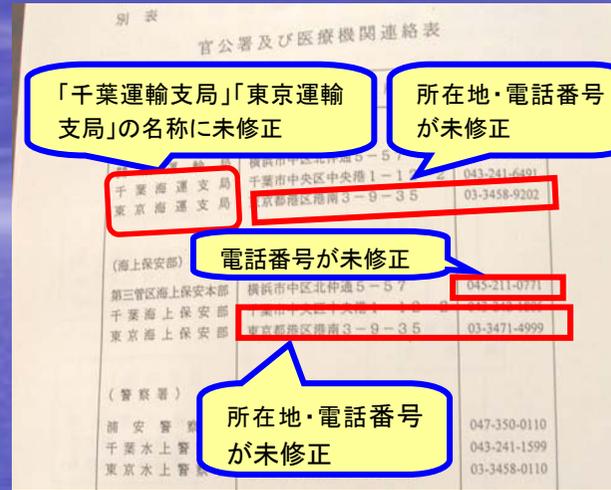
参考通知事項の要旨

都県は、事業者に対し、遊漁船業務主任者講習や海上保安官署と連携した安全指導の講習会等の機会を活用して、業務規程の変更届出、利用者遵守事項の周知、利用者名簿への記載の励行など、時機を得た効果的な指導を図ることが必要

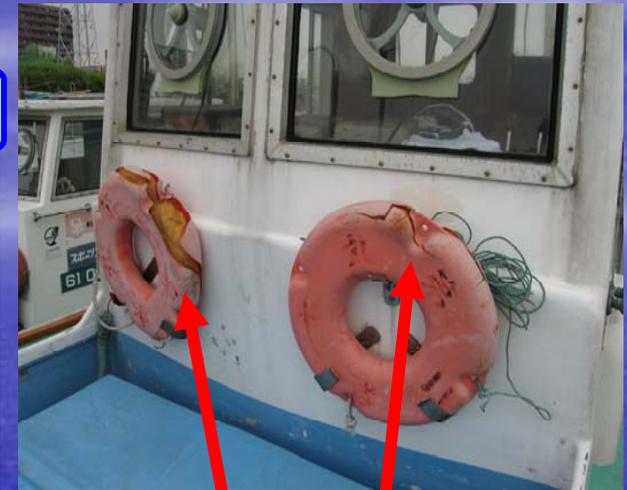
不適切事例



小児の範囲が、運送約款(「12歳未満の者及び12歳以上の小学生」と相違



官公署の連絡先が旧表示



救命浮環に亀裂



救命胴衣を畳の床下に格納



救命胴衣格納場所に救命胴衣未格納



製造後約14年経過の小型船舶用粉末消火器、取手部分が錆びで腐食

小型船舶等の安全対策に関する調査

(神奈川県事務所分)

【事例 1】 船舶内の連絡表が旧表示のため、緊急時に連絡がとれない

名称	住所	電話番号
(運輸局) 関東運輸局	横浜市中区北仲通 5-5-7	045-211-7230
東京湾海上交通センター	横須賀市鴨居 4-1-195	0468-42-1156
(海上保安部) 第三管区海上保安本部	横浜市中区北仲通 5-5-7	045-211-0771
横浜海上保安本部	横浜市中区北仲通 5-5-7	045-211-0771
横須賀海上保安部	横須賀市田浦港	0468-61-8366
(警察署) 戸部警察署	横浜西区戸部本町 50-6	045-324-0110
水上警察署		

【事例 2】 救命胴衣が床下に格納され、直ちに取り出せない

客室後部の畳を剥がす



敷いてある紙を取り除くと、格納庫の扉が現れる。

扉を開けると救命胴衣が積み付けられている。

【事例 3】 自己点火灯が船内座席下に格納、直ちに使用できない



【事例 4】 製造後約 1 2 年経過の粉末消火器、取手部分が錆で腐食、使用できるか疑問



1 小型船舶等の運航管理

調査結果

◀ 神奈川事務所は、15事業者（10許可事業者、5届出事業者）を調査、
14事業者（93%）が不適切 ▶

【運航管理規程の内容が不適切】

- 飲酒制限規定は、全ての事業者が規定
アルコール検知器を購入し従業員の酒気帯び状況検査事業者は、1事業者
- 事故処理基準が未変更 ⇒ 9事業者
- 救命胴衣の着用規定が未整備 ⇒ 5事業者

【運航管理規程を未遵守】

- 旅客遵守事項が未掲示 ⇒ 3事業者
- 安全教育・事故処理訓練が未記録 ⇒ 8事業者
うち安全教育及び訓練の未実施事業者は4事業者

【運賃表、運送約款の掲示等が不適切】

- 運賃表が未掲示（営業所） ⇒ 3事業者
- 最新の標準運送約款が未掲示（営業所、船舶） ⇒ 7事業者

【官公署及び医療機関連絡表が不適切】

- 船舶に未掲示 ⇒ 6事業者
- 機関名・電話番号が旧表示（営業所） ⇒ 10事業者（事例1）

2 救命設備及び消火設備

調査結果

◀ 神奈川事務所は、小型船舶等32隻（小型船舶31隻、20ト以上船舶1隻）
を調査、21隻（66%）が不適切 ▶

【救命・消防設備が不適切】

- 救命浮環などの救命設備が不足 ⇒ 1隻
- 亀裂があるなど、救命設備が良好でない ⇒ 2隻
- 救命胴衣を畳下に格納するなど、救命設備が
直ちに使用できる状態にない ⇒ 6隻（事例2、3）
- 救命胴衣・浮環に船舶名等が未表示 ⇒ 7隻
- 救命胴衣又は赤バケツが不足 ⇒ 2隻
- 製造後10年以上の粉末消火器を備え付け ⇒ 12隻（事例4）

3 遊漁船業の安全対策

調査結果

◀ 神奈川事務所は、遊漁船業者 13 事業者の営業所及び遊漁船 17 隻を調査、
12 事業者 (92%)、5 隻 (29%) が不適切 ▶

【命令違反等の状況】

- 退職者名を記載したままにしているなど
業務規程の変更届が未提出 ⇒ 0 事業者
- 船内に利用者遵守事項が未掲示 ⇒ 2 事業者
- **利用者名簿未作成、又は、利用者名簿の
記載事項が不足** ⇒ **11 事業者**
- 遊漁船業者登録票が未掲示、又は、登録票
が見えにくく掲示場所が不適切 ⇒ 0 事業者
- 遊漁船業登録票の記載内容が不適切 ⇒ 2 事業者

[本件連絡先]

神奈川行政評価事務所

第2評価監視官 : 出浦 史朗

電話 : 045-641-2832

FAX : 045-664-9316

Eメール : kanag20@soumu.go.jp